

議第 44 号

下呂市小口融資条例の一部を改正する条例について

下呂市小口融資条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

平成 30 年 2 月 26 日提出

下呂市長 服 部 秀 洋

提 案 理 由

中小企業の経営の改善発達を促進するための中小企業信用保険法等の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 56 号）の施行に伴い、信用保証制度の運用が変わるため、当該条例の一部を改正するもの。

下呂市小口融資条例の一部を改正する条例

下呂市小口融資条例（平成16年下呂市条例第112号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(申込人の資格)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、前項第3号に掲げる要件のうち市民税の課税の要件を備えていない場合において、次の各号のいずれかに該当する場合は、この条例による取扱を認める。この場合においても、同号に規定する市税の完納要件が満たされていないものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 法人にあっては、申込みの日以前1年間に市民税の均等割のみの課税がある場合</p>	<p>(申込人の資格)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、前項第3号に掲げる要件のうち市民税の課税の要件を備えていない場合において、次の各号のいずれかに該当する場合は、この条例による取扱を認める。この場合においても、同号に規定する市税の完納要件が満たされていないものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 法人にあっては、申込みの日以前1年間に市民税の均等割のみの課税があつて、<u>代表者が連帯保証人となる場合</u></p>
<p>(融資の条件)</p> <p>第6条 この条例に基づく融資の条件は、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 貸付限度 1企業者 <u>2,000万円</u>以内。 ただし、既存の保証付融資残高（根保証においては融資極度額）との合計で <u>2,000万円</u>の範囲内となる新規保証に限る。</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>(4) 貸付期間 <u>120月</u>以内とする。ただし、融資を受けている者の業況の変化があった</p>	<p>(融資の条件)</p> <p>第6条 この条例に基づく融資の条件は、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 貸付限度 1企業者 <u>1,250万円</u>以内。 ただし、<u>他に保証がある場合はその保証を含めて2,000万円以内とするが、そのうち「県小口」「協会小口」と本保証は合わせて1,250万円以内とする。</u>また、「<u>下呂市小規模企業融資</u>」については、既存の保証付融資残高（根保証においては融資極度額）との合計で <u>1,250万円</u>の範囲内となる新規保証に限る。</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>(4) 貸付期間 <u>96か月</u>以内とする。ただし、融資を受けている者の業況の変化があ</p>

改正後	改正前
<p>場合は、市及び協会の承諾を得て <u>120 月</u> を越えることができる。</p> <p>(5)・(6) (略)</p> <p>(7) 連帯保証人 <u>協会の定めるところによる。</u></p> <p>(8) 貸付利率 市と指定金融機関が別に協議して定める利率による。ただし、第 4 号の<u>ただし書</u>の規定に基づき、貸付期間が <u>120 月</u> を超える場合は、指定金融機関の定める利率を適用するものとする。</p> <p>(9) (略)</p>	<p>った場合は、市及び協会の承諾を得て <u>96 か月</u> を越えることができる。</p> <p>(5)・(6) (略)</p> <p>(7) 連帯保証人 <u>原則として要しない。ただし、次に該当する場合を除く。</u></p> <p><u>ア 第 4 条第 2 項第 2 号に該当するもの</u></p> <p><u>イ 実質的な経営権を有している者、営業許可名義人又は経営者本人の配偶者（当該経営者本人と共に当該事業に従事する配偶者に限る。）が連帯保証人となる場合</u></p> <p><u>ウ 経営者本人の健康上の理由のため、事業承継予定者が連帯保証人となる場合</u></p> <p><u>エ 財務内容その他の経営の状況を総合的に判断して、通常考えられるリスク許容額を超える融資申込がある場合であつて、当該事業の協力者や支援者（以下「協力者等」という。）から積極的に連帯保証の申出があつた場合。（協力者等が自発的に連帯保証の申出をおこなつたことが客観的に認められる場合に限る。）</u></p> <p>(8) 貸付利率 市と指定金融機関が別に協議して定める利率による。ただし、<u>同条第 4 号のただし書き</u>の規定に基づき、貸付期間が <u>96 か月</u> を超える場合は、指定金融機関の定める利率を適用するものとする。</p> <p>(9) (略)</p>

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の下呂市小口融資条例の規定は、平成 30 年 4 月 1 日以後の融資の申込みに係るものから適用し、同日前の融資の申込みに係るものについては、なお従前の例による。

【参考資料】

下呂市小口融資条例の一部を改正する条例要綱

1. 改正理由

中小企業の経営の改善発達を促進するための中小企業信用保険法等の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 56 号）の施行に伴い、信用保証制度の運用が変わるため、当該条例の一部を改正するものです。

2. 概要

- (1) 岐阜県信用保証協会の市町村小口零細企業融資保証取扱要綱及び市町村小口融資保証取扱要綱の改正に準じて、貸付限度額を 1,250 万円から 2,000 万円に引き上げ、貸付期間を 96 月（8 年）以内から 120 月（10 年）以内に改めます。

（第 6 条第 1 号、第 4 号及び第 8 号関係）

- (2) 新しい保証制度の運用では、信用保証協会が認めた場合には、経営者保証を求めず信用保証を実施していくこととなるため、連帯保証人について、岐阜県信用保証協会の取り扱いに準じるよう改めます。

（第 4 条及び第 6 条第 7 号関係）

- (3) この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行します。

（附則第 1 項関係）

- (4) 改正後の規定は、平成 30 年 4 月 1 日以後の融資の申込みに係るものから適用し、同日前の融資の申込みに係るものは、従前の例によるものとします。

（附則第 2 項関係）